

江戸川区公契約審査会

会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 斉 藤 猛



諮 問 書

江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約の締結、及び同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第 6 号による随意契約の締結について、江戸川区公契約条例第 30 条第 3 項の規定により諮問します。

記

諮問案件	江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約の締結、及び同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第 6 号による随意契約の締結について
別紙のとおり、江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約の締結、及び同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第 6 号による随意契約の締結について、意見を聴取します。	

【参考：江戸川区公契約条例】

(審査会)

第三十条 公契約過程の適正化及び公平かつ公正な落札者の選定過程の確保のため、区長の附属機関として、江戸川区公契約審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して意見を述べる。

3 審査会は、区長の諮問に応じ、又は自発的に、公契約過程に関する重要事項について調査審議し、区長に対して意見を述べることができる。

【別紙】

1 諮問内容

江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事について、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結したい。

また、同号による随意契約の締結に至らない場合においては、入札を実施することにより契約の時期を失することを防ぐため、同項第6号に基づき、随意契約を締結したい。

2 入札等の状況

工事件名	入札方法等	開札日	結果
江戸川区立上小岩小学校改築に伴う電気設備工事	社会的要請型総合評価一般競争入札	令和6年2月28日	入札打切り
		令和6年7月31日	入札打切り
		令和7年2月28日	入札打切り（落札者選定済）
江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事	社会的要請型総合評価一般競争入札	令和6年2月28日	入札打切り
		令和6年7月31日	入札打切り
		令和7年2月28日	入札打切り（落札者選定済）

3 根拠規定

【地方自治法施行令】

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一～五 （省略）

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

【予算決算及び会計令】

（指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議）

第百二条の四 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～三 （省略）

四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。

イ～ハ （省略）

ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつ

て契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

五～七（省略）

4 参考規定

（１）江戸川区公契約条例

（社会的要請型総合評価一般競争入札）

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札（以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。）によらなければならない。ただし、社会的要請型総合評価一般競争入札により落札者が選定し難いときは、他の方法によることができる。

（２）江戸川区社会的要請型総合評価一般競争入札実施要綱

（社会的要請型総合評価一般競争入札の例外）

第7条の2 条例第16条第1項ただし書に規定する落札者が選定し難いときとは、社会的要請型総合評価一般競争入札に2回付したにもかかわらず入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合であつて、特定公共工事の円滑な実施に重大な支障が生じるときとする。

2 条例第16条第1項ただし書に規定する他の方法とは、制限付一般競争入札を基本とする。

江戸川区公契約審査会

会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 斉 藤 猛



諮 問 書

江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約の締結、及び同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第 6 号による随意契約の締結について、江戸川区公契約条例第 30 条第 3 項の規定により諮問します。

記

諮問案件	江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約の締結、及び同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第 6 号による随意契約の締結について
別紙のとおり、江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約の締結、及び同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第 6 号による随意契約の締結について、意見を聴取します。	

【参考：江戸川区公契約条例】

(審査会)

第三十条 公契約過程の適正化及び公平かつ公正な落札者の選定過程の確保のため、区長の附属機関として、江戸川区公契約審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して意見を述べる。

3 審査会は、区長の諮問に応じ、又は自発的に、公契約過程に関する重要事項について調査審議し、区長に対して意見を述べることができる。

【別紙】

1 諮問内容

江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事に
ついて、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結したい。

また、同号による随意契約の締結に至らない場合においては、入札を実施すること
により契約の時期を失することを防ぐため、同項第6号に基づき、随意契約を締結し
たい。

2 入札等の状況

工事件名	入札方法等	開札日	結果
江戸川区立上小岩小学 校改築に伴う機械設備 工事	社会的要請型総合評 価一般競争入札	令和6年2月28日	不調（札入なし）
		令和6年7月31日	入札打切り
		令和7年2月28日	入札打切り（落札 者選定済）
江戸川区立葛西第二中 学校改築に伴う機械設 備工事	社会的要請型総合評 価一般競争入札	令和6年2月28日	入札打切り
		令和6年7月31日	入札打切り
		令和7年2月28日	入札打切り（落札 者選定済）

3 根拠規定

【地方自治法施行令】

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によるこ
とができる場合は、次に掲げる場合とする。

一～五 （省略）

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

【予算決算及び会計令】

（指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議）

第百二条の四 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろ
うとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただ
し、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～三 （省略）

四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不
利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。

イ～ハ （省略）

ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつ

て契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

五～七（省略）

4 参考規定

（1）江戸川区公契約条例

（社会的要請型総合評価一般競争入札）

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札（以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。）によらなければならない。ただし、社会的要請型総合評価一般競争入札により落札者が選定し難いときは、他の方法によることができる。

（2）江戸川区社会的要請型総合評価一般競争入札実施要綱

（社会的要請型総合評価一般競争入札の例外）

第7条の2 条例第16条第1項ただし書に規定する落札者が選定し難いときとは、社会的要請型総合評価一般競争入札に2回付したにもかかわらず入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合であつて、特定公共工事の円滑な実施に重大な支障が生じるときとする。

2 条例第16条第1項ただし書に規定する他の方法とは、制限付一般競争入札を基本とする。

令和7年7月23日

江戸川区長 斉藤 猛 殿

江戸川区公契約審査会

会長 鈴木 孝 男



答 申 書

令和7年7月22日付け、25 総契送第184号で諮問のあった江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事及び機械設備工事における、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約の締結、及び同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第6号による随意契約の締結について、江戸川区公契約条例第30条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案件名	江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事及び機械設備工事における、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約の締結、及び同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第6号による随意契約の締結について
審議結果・ 答申内容	江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事及び機械設備工事における、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約の実施について、これを認めます。 また、江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事及び機械設備工事において、同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第6号による随意契約の締結については、これを認めます。 この場合、公共工事の現状、本工事の実情等を勘案し、工期及び予定価格を適正に設定するなど、適切な対応を求めます。